

第1編 知的財産政策の概観

第1章 2013年の主要政策の成果

第1節 知的財産基盤創造経済実現戦略の樹立

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

最近世界経済は「産業経済」、「知識経済」から創造力及び創意性と科学技術を基に経済的な価値を創り出す「創造経済(Creative Economy)」へシフトしつつある。創造経済にシフトするにつれ持続的な経済成長を左右する核心的な競争要因が生産要素の「量的拡大」から「質的改善」に変わりつつある。すなわち、過去には労働、資本など生産要素の量的拡大を通じて成長が可能であったが、創造経済の下では質的要素である「クリエイティブなアイデア」、「技術革新」、「知的財産」が持続可能な成長の要となる競争要素として登場している。

経済発展の段階別特性の比較

区分	産業経済	知識経済	創造経済
変 化 動 因	機械エンジン(動力)	情報処理技術、インターネット	ソーシャル・モバイル・クラウド革命
主 力 産 業	重化学工業 (自動車、造船、鉄鋼)	IT産業 (家電、半導体、情報通信)	創造産業 (サービス、芸術、コンテンツ)
競 争 要 因	土地、資本、労働	技術、知識、情報	創意的なアイデア、技術革新、知的財産
雇 用	Man Power	Human Power	Creative & Knowledge Power
産 業 構 造	製造業、生産者中心	サービス業、消費者中心	文化産業中心、消費者=生産者

* 出处：知的財産基盤創造経済実現戦略、2013.6

それを受け韓国も低成長、少子高齢化、雇用不振などとともに韓国経済の成長エンジン低迷に対する解決策として「創造経済」を打ち出した。

「創造力と創意性、科学技術に基づく経済の運営を通じて新たな成長エンジンを創り出し、新しい市場、新しい雇用を創り出していく政策」

「創業国家コリアは創意的なアイデアが技術と融合し、知的財産権で発展すると同時に雇用が増え、創造型の中小企業が花咲く国」

- パク・クネ大統領、「創造経済論」発表文(2012.10.18) -

これは韓国経済が知識を基に持続可能な発展が可能になるよう、科学技術と人的資源中心の質的成長戦略を追及することであり、全ての分野において想像力と創意性を加えることで産業間の融合促進を通じた新しい成長エンジンと市場、雇用を創り出すためである。

国家発展パラダイムの転換

過去	未来
模倣型・追従型の経済	創意・先導型の経済
経済成長中心	経済成長と雇用・福祉の調和
大企業(主力産業)中心	ベンチャー・中小企業の共存及び同伴成長
一生懸命働く人材	創意的に働く人材

主要国も創造経済時代において創意的なアイデアを知的財産権として確保することで比較優位を維持するとともに新しい経済的な価値を創り出すための戦略を打ち出している。米国は自国の経済成長と将来の競争優位を維持するために政府運営による改革と創意性を活用した経済成長戦略である「米国革新戦略(A Strategy for American Innovation)」を発表し、特許審査期間の短縮(35ヶ月→20ヶ月)、審査品質の最適化など知的財産政策を強化・反映した。イギリスは創意性中心の産業育成を通じて持続可能な

成長エンジンを確保するため、2008年に今後10年間のビジョンを提示した創造経済中長期戦略である「Creative Britain : New Talents for the New Economy」を打ち出し、創造経済の発展に向けた核心的な中長期政策課題の一つとして「知的財産の奨励及び保護」を盛り込んだ。日本は少子高齢化など経済問題を解決する過程で経済成長を達成するという内容の10年間の中長期計画、「新成長戦略」を2010年に発表し、「知的財産推進計画2012」の主な戦略である「Cool Japan Strategy」を推進している。一方、中国の温家宝首相は2009年3月第11回全国人民代表会議で国家3大戦略として「科学技術」、「人的資源戦略」、「知的財産戦略」を公表した。

このような知的財産に対する国内外環境の変化とともに、約3ヶ月の産業界、学界、関連団体など各界各層からの意見や現場の声を集め、韓国特許庁は創造経済の生態系を構築するための具体的な実践戦略として「知的財産基盤創造経済実現戦略」を打ち出し、2013年6月に発表した。長期ビジョンとして「知的財産基盤創造経済の実現」を定め、3大実現目標として「想像とチャレンジで幸せな国民」、「知的財産とともに成長する企業」、「創意的な努力を尊重する創造文化社会」を提示し、そのための具体的な実践方法として3大推進戦略、10大戦略課題、43の実践課題を提示した。

ビジョン 知的財産に基づく 創造経済 の実現

実現目標

想像とチャレンジで **幸せな国民**
 知的財産と共に **成長する企業**
 創意的な努力を尊重する **創造文化社会**



第2節 開庁以来最大の組織改編の断行

企画調整官 創造行政担当官 行政事務官 パク・サンボム

最近世界経済は創造性に基づいて新しい雇用を創出する創造経済時代に突入している。

そこで、知的財産の創出・活用・保護を主な機能とする特許庁の役割が益々増大するとともに、特許庁はこのような環境の変化に伴って融合技術出願に対する高品質の審査サービス基盤を整え、知的財産に対する保護体系を構築するとともに、知的財産情報を企業が産業現場でうまく活用できるようにする政策推進体系を構築することが求められるようになった。

国家競争力の鍵として国民の創意性とアイデアが尊重され、創意性の結果物として知的財産の重要性が日増しに高まりつつあるこの時点で、韓国特許庁は1977年開庁以来36年ぶりに大々的な組織改編を断行した。

組織改編の内容を見ると、第一、特許庁の主な機能である特許審査組織を技術間、産業間での融合が益々スピードアップしている流れに対応させるため、専門性に基づいた融合型審査組織に改編した。

特許審査組織はこれまで機械・化学・電子など伝統産業中心の技術形態によって編制されたものであり、幾つかの部署による協業審査が必要なITなどの融合技術を一つの部署が担当していたことで効率的な審査が行われず、特許審査政策課など政策部署が審査局に属していたために審査部署間で共通審査基準の整備や協業審査システムの構築などが困難であった。

このような困難を改善するため、伝統産業を中心に編制された機械・化学・電気・通信審査局を特許審査制度・基準などの総括及び審査部署間の協業、融合組織としてリードしていく機能を担当する特許審査企画局と、技術動向分析を通じて類似技術別

に分類し、基盤・主力・成長など階層別産業構造を考慮して審査する特許審査1局、特許審査2局、特許審査3局に改編した。

＜図 I-1-1＞審査局の組織改編

改編前	審査分野	改編後	審査分野
機械金属建設 審査局(9課)	▶機械、金属、建設技術分野 *一般機械、自動車、精密機械など	特許審査企 画局(9課)	▶審査政策、技術の融合化が加速化している分野 *エネルギー技術、自動車融合技術、医療技術など
化学生命工学 審査局(9課)	▶化学、生命工学、生活用品分野 *生命工学、化学素材、薬品化学など	特許審査1 局(9課)	▶部品・素材、SOC、伝統産業の関連分野 *精密化学、電力技術、農林水産食品など
電気電子審査 局(9課)	▶審査政策の総括、電気電子分野 *電気、半導体、電子商取引など	特許審査2 局(8課)	▶主力産業と関連する分野 *自動車、半導体、精密部品、薬品化学など
情報通信審査 局(7課)	▶通信、情報分野 *通信、情報、コンピュータ、ディスプレイなど	特許審査3 局(8課)	▶成長または将来有望産業と関連する分野 *モバイル通信、次世代輸送、バイオ、ロボット自動化など

例えば、自動車ナビゲーションは機械及び電気、通信の要素が結合した技術であり、これまでは自動車ナビゲーションに対する審査を機械分野である精密機械審査課が審査したが、組織改編以来機械、化学、電気など多様な技術専門審査官が集まっている自動車融合審査課が審査することによってより効率的な審査が可能になった。

第二、国民の創意性によって創り出された特許など知的財産を保護するための推進体系を強化するため、顧客協力局を産業財産保護協力局に改編した。

現在スイス国際経営開発院(IMD)によれば、韓国の知的財産権保護水準は2013年調査対象の60カ国のうち40位を占めて低い水準である。これを2017年まで20位圏レベルまで引上げるため、産業財産保護政策課を設置し、知的財産権保護政策のビジョンと戦略を樹立し、知的財産権に関する法・制度の先進化を進める計画である。

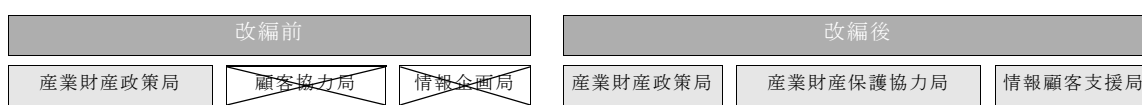
同時に、これまで社会問題として、また企業の成長にも阻害要因となっていたオンラインなどを通じた偽造商品の流通など不正競争行為に対する取り締まりを積極的に行うため、産業財産調査課を設置して取り締まり人員を補強し、これを通じて他人の創意的努力に対する尊重と正当な補償を与えるムードを作り、最終的には創造経済時代に創意性が充分発揮できる環境作りの基盤を整えた。

また、最近サムスンとアップルの特許紛争事例のように国際特許訴訟が増加しているが、特に2013年上半期には国際特許訴訟件数が210件で前年同期比131%大幅増加した。このような状況を反映し、産業財産権被害の実態調査などを通じて国内外の特許紛争関連情報を構築・提供することで、企業が産業財産権に対する迅速かつ正確な紛争対応能力を強化できるように支援するために産業財産保護支援課を設置した。

第三、ユーザー支援サービスを強化するため、関連部署をIT担当部署である情報化部署と統合して情報顧客支援局に改編した。これは出願・登録などユーザー支援業務が殆ど情報システムを通じて受け付けられる状況を考慮したもので、特に知的財産情報の公開・開放・共有に向けた政府3.0を積極的に推進し、知的財産情報に対する国民の活用度を高めるために情報活用チームを新設した。

今回の組織改編は機関を増やすことなく類似機能を担当する部署間の再配置を通じて国民が求める機能を中心に再編を行った。

<図 I-1-2> 政策・支援局の組織改編



2013年度知的財産白書

<p>産業財産政策課 産業財産振興課 産業財産人材課 産業財産保護課 産業財産経営支援チ ーム</p>	<p>顧客協力政策課 国際協力課 多国間協力チー ム 出願課 登録課 国際出願課</p>	<p>情報企画課 情報開発課 情報管理課 情報基盤課 情報協力チー ム</p>	<p>産業財産政策課 産業財産振興課 産業財産人材課 地域産業財産課</p>	<p>産業財産保護政策課 産業財産保護支援課(新) 産業財産調査課(新) 国際協力課 多国間機関チー ム 産業財産情報協力チー ム</p>	<p>情報顧客政策課 情報開発課 情報管理課 情報活用チー ム (新) 出願課 登録課 国際出願課</p>
---	--	---	--	---	---

第2章 知的財産分野における国内外の動向

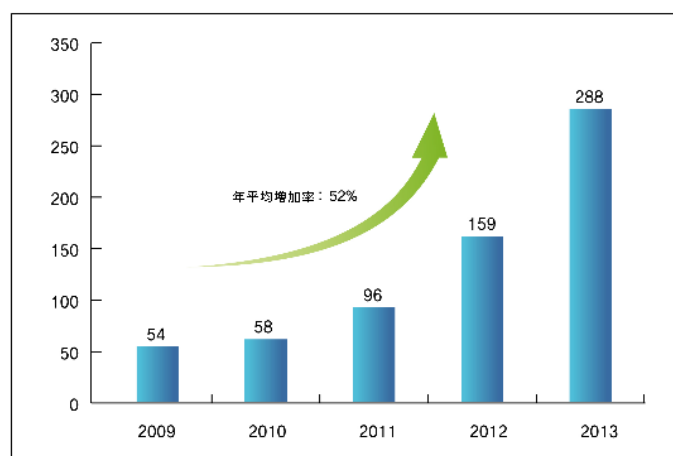
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 技術書記官 イ・ジュンホ

2011年4月米国カリフォルニアのサンノゼ(San Jose)連邦地方裁判所で始まったサムスンとアップル間における知的財産権の紛争は翌年世界9カ国13の裁判所に拡大・本格化したことで、特許はもちろん外観デザインやユーザー環境、アイコンの形などの知的財産を保有する企業が産業主導権の確保に有利であることを国内外企業のみならず一般国民も認識できるきっかけとなった。

保有する特許を活用する上で製品やサービスは供給せず、ライセンス交涉及び訴訟を通じて特許権のみ行使するNPEs(Non Practicing Entities)の活動も持続的に増加しているため、韓国企業に対する訴訟も増えつつある。特に、2009年以後5年間NPEsが国内企業を相手に提起した特許侵害事件は計655件で、年平均52%の増加率を記録し、携帯・半導体など電子分野中心から自動車重工業、ゲームソフトなど多様な業種にその影響力を広げていると同時に、大企業から中小・中堅企業にまで影響力を拡大しているため、国内企業の輸出拡大の足枷となる危険性を含んでいるものと分析されている。

<図 I-2-1> 最近5年間NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況



* 出処：知的財産保護協会 NPEs 動向報告書

また、知的財産権を活用して収益を最大化する現象が増えるにつれ、国家間・企業間の知的財産権をめぐる銃声なき戦争時代が到来した。かつて保護貿易の主な手段であった反ダンピング提訴の比重が減り、特許侵害を根拠にした輸出入禁止(水際措置)が強化されたのである。米国の場合、反ダンピングを通じた貿易制裁は1998年以降年平均約2%ずつ減少しているが、特許侵害を根拠とする輸入禁止決定は急激に増加して年平均15%ずつ増加している。

このようにかつて研究開発による副産物または技術を保護するための防御手段としての資産として認識された知的財産が、もはやビジネスのための必須条件であり、ライセンス、売却、訴訟、ベンチャー投資など独自の収益を生み出す核心資産として看做されている。

韓国政府もこのような国内外における政策環境の変化に積極的に対応し、個人と企業の知的財産が効率的に創出－保護－活用され、新しい成長エンジンを生み出し、最終的には経済的な付加価値と雇用につながる知的財産生態系を造成するべく取り組んできた。

まず、知的財産に対する国内外環境の変化と各界の意見や現場の声を反映して「知的財産基盤創造経済実現戦略」を2013年6月に発表し、「創造経済の実現に向けた知的財産の保護方案」と「韓国企業の国際特許紛争に対する対策」など各種の政策を樹立することで「輸出中小・中堅企業の国際知的財産権紛争に対応する総合対策」を関係機関と合同で発表した。

一方、増えつつある技術貿易収支の赤字規模を改善する方法として特許行政サービスの全過程を改善し、高品質の特許が創出できるように「国家特許競争力の強化方案」を樹立した。また、国際標準の影響力が拡大し、標準特許が市場競争力の鍵として浮上したことを受け、標準特許と関連する国際環境の変化に体系的に対応するための「標準特許の戦略的な確保方案」などを発表した。

1. 国内動向と知的財産政策の推進方向

2008年金融危機の後に低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、2010年度以後国内特許、商標出願は持続的に増加傾向にある。

2013年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計430,164件で2012年396,379件に比べて8.5%増加し、そのうち特許の場合前年比8.6%増加した204,589件が出願されて20万件を超えるなど、産業財産権及び特許出願の件数はともに世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発(R&D)など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りするための努力の結果であると分析できる。

＜表 I - 2 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

(件、())は前年同期比増加率%

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
	件数	増加率%	件数	増加率%	件数	増加率%	件数	増加率%	件数	増加率%
2009	163,523	(△4.2)	17,144	(△1.5)	103,433	(3.4)	57,903	(2.0)	342,003	(△0.8)
2010	170,101	(4.0)	13,661	(△20.3)	108,324	(4.7)	57,187	(△1.2)	349,273	(2.1)
2011	178,924	(5.2)	11,854	(△13.2)	123,814	(14.3)	56,524	(△1.2)	371,116	(6.3)
2012	188,305	(5.2)	12,422	(4.8)	132,517	(7.0)	63,135	(11.7)	396,379	(6.8)
2013	204,589	(8.3)	10,968	(△11.7)	147,667	(11.4)	66,940	(6.0)	430,164	(8.3)

*2013年は出願書の受付基準での確定値である。

韓国特許庁に出願されたPCT¹国際出願は毎年持続的に増加している。2013年は12,439件で2012年の11,869件に比べて4.8%増加し、出願件数において米国、日本、ドイツ、

¹ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

中国の次に多かった。また、外国人によるPCT国際調査申請件数も増加し、2013年に韓国特許庁に申し込まれた国際調査は計29,531件で2012年の27,109件に比べて8.9%増加した。

これは海外で特許権を確保するための韓国企業、研究所、大学などの持続的な努力とともに、韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価の向上、PCT国際出願説明会の実施、主要出願企業への訪問及び専用ホームページの運営などを通じた支援努力が功を奏したためであると分析できる。

<表 I - 2 - 2> 主要国における産業財産権の出願状況

<主要国の産業財産権の推移>

(千件、前年比増加率%)

区分	2010	2011	2012	増加率
中国	2,294	2,907	3,699	27.2
米国	878	933	877	△6.0
日本	499	489	502	2.7
韓国	349	371	397	7.0
ドイツ	193	196	195	△0.5

<主要国のPCT国際特許出願の推移>

(千件、前年比増加率%)

区分	2010	2011	2012	増加率
米国	45,029	49,060	51,207	4.4
日本	32,150	38,874	43,660	12.3
ドイツ	17,568	18,851	18,855	0.0
中国	12,296	16,402	18,627	13.6
韓国	9,669	10,447	11,869	13.4

* 出処：各国年報 * 出処：WIPO国際動向報告書(2013.12)

2012年度GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な面で特許生産性は世界最高水準を維持している。但し、R&D投資対比特許生産性の面で中国が韓国にほぼ近づいていることがわかる。

<図 I -2-2> 主要国の特許生産性(2012年基準)

GDP10 億 \$ 当たり内国人の特許出願件数 R&D100 万\$当たり内国人の特許出願件数



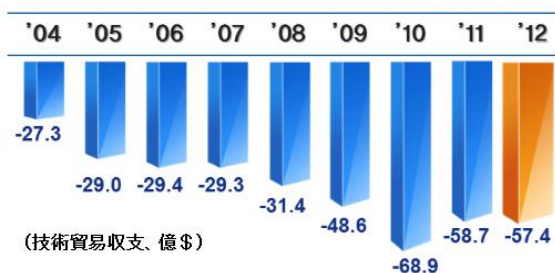
* 出処 : WIPO,2013 年

*出処 : WIPO,2013 年

このような産業財産権の量的成長にもかかわらず、産業財産権の活用度を示す技術貿易収支はその赤字規模が未だに増加傾向にあり、技術貿易収支比率はOECD国家のうち最下位圏に属している。

<図 I -2-3> 韓国の技術貿易の現状

技術貿易収支の推移



*出処 : 国家科学技術審議会、2013 年

技術貿易収支の比率(輸出/輸入)



*出処 : OECD(経済協力開発機関),2012 年

そこで核心・源泉技術とそれに基づく知的財産を確保するためには政府の戦略投資及び支援のみならず、一般国民の知的財産に対する認識を高めることで創造力を基盤とする雰囲気国全体に拡大する必要がある。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

1. 知的財産分野の国際動向

韓国は先進国の後を追っていくタイプの経済成長戦略を通じて高度成長を成し遂げたが、2007年以後平均国民所得2万ドル水準に止まっており、低成長基調の固着や雇用なき成長などの経済ジレンマに陥っている。韓国政府はこのような危機を乗り越えて先進経済に跳躍するための新しい戦略として「創造経済」を提示し、関連政策を展開している。創造経済とは、想像力と創意性、科学技術に基づく経済運営を通じて新しい成長、新しい雇用を創り出す国家発展戦略である。このような創造経済戦略の推進に成功するためにはアイデアを企業の競争力につなげる媒介として作用する知的財産の役割が何より重要である。

韓国のみならず米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善するなど国家レベルで知的財産戦略を推進している。米国は2014-2018知的財産戦略計画を樹立・推進している。主な内容を見ると、既存の2010-2015戦略計画の成果を継承し、これを基に特許と商標の審査期間及び審査品質を最適に管理し、国内外知的財産権の認識向上及び保護強化を通じたグローバルリーダーシップの拡大などが盛り込まれている。

日本は2013知的財産政策ビジョンを発表し、日本企業が新興市場と新興産業において国際競争力の優位を占めるため、今後10年間推進すべき知的財産戦略を提示した。その主な内容として、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、中小ベンチャー企業の知的財産経営強化の支援、デジタル・ネットワーク時代に対応した環境整備、コンテンツを中心とするソフトパワーの強化など4大戦略を打ち出した。また、日本特許庁は「一括審査制度」の導入、職務発明制度の改善、中小企業の出願手数料の引き下げなどを通じて企業の知的財産経営支援を拡大した。

中国は知的財産権制度を国際レベルに調和させて中国法体系の不確実性を取除き、世界最大の知的財産権出願国というタイトルに相応しい国際的プレゼンスを高めるため、持続的な努力を傾けている。中国は2011年に特許出願1位の米国を追い抜いて1位になってから2012年には60万件を出願し、2013年には80万件を超えて圧倒的な1位を維持している。知的財産権の出願量が急増し、知的財産権をめぐる紛争もまた大幅に増加している。このような変化に対応し、知的財産権を通じた革新的な成果を出すため、中国共産党は2013年第18回三中全会²で知的財産権と関連して知的財産権の活用と保護、知的財産権専門裁判所の設立、産・学・研協力体系の構築、企業の技術革新を通じた主体的な地位の強化などを提示した。特許制度のみならず中国商標の出願、登録の管理及び保護水準の向上に向けて2013年8月商標法を改正した。

知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO³/TRIPS⁴体制が発足した直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気を感じられるようになった。かつて単なる模倣者または後発走者に過ぎなかった新興国が新たな競合者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を招く要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これを「TRIPSプラス

² 2013年11月15日開催された中国共産党中央委員会全体会議で、今後5年間中国の主要経済政策の方向を提示する。

³ World Trade Organization(世界貿易機関)：既存の関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を吸収・統合し、名実共に世界貿易秩序を立てUR協定の履行を監視する役割を果たす国際機関である。

⁴ Trade Related Intellectual Properties：特許、デザイン、商標及び著作権など知的財産権に対する最初の多国間規範

アプローチ」と呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかうとする国家間の競争と努力はWIPO⁵とWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は簡単に知財権が取得出来るようにすることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

各国の知財権競争は産業財産権出願の大幅な増加という結果をもたらした。特許の場合、2012年全世界の出願は約235万件で前年比9.2%増加しているが、2009年経済危機によって出願量が減少して以来2010年7.6%増加、2011年8.1%増加を超え、2013年にもこのような増加傾向は続くものと見られる。このような増加は各国の審査物量の増加に繋がり、全体出願のうち約40%が複数の国家に共通出願される重複出願であると推測されたため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、PPH)制度はこのような国家間審査協力(Work Sharing)の努力が具体的な成果につながった代表例である。2013年末基準で韓国は米国、日本、中国を含む14カ国と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5⁶という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出

⁵ World Intellectual Property Office(世界知的所有権機関)：加盟国及びその他国際機関との協力を通じて全世界の知的財産を保護・促進する任務を遂行。

⁶ Intellectual Property 5(先進5カ国特許庁)：知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。

願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上初の会合を開いて以来2013年米国のシリコンバレーで開かれた第6回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システムを開通し、IP5国家間審査協力(Work Sharing)努力の一環として2014年からIP5-PPH施行に合意してIP5国家間では共通の書式と要件で特許審査ハイウェイ(PPH)制度を利用できるようにしたことが挙げられる。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善でその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。

何よりも海外知財権保護環境の改善に努力を傾ける必要がある。韓国企業の海外進出が多様化していることから知的財産協力の対象国及び協力分野を拡大するとともに、海外紛争が発生した際には迅速な対応体系を構築して海外進出企業を支援し、多国間協力においても対応力を強化する必要がある。そのためには主要国とは持続的な二国間会合の開催を通じて国家間の協力体制を整える一方、途上国と新興国との協力を拡大するために東南アジア、南米、アフリカなど圏域別知的財産協議体と協力事業を発掘して韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境を作る必要がある。また、特許審査ハイウェイの対象国を持続的に拡大する一方、制度統一を通じてユーザーの利便性を高めるために多国間特許審査ハイウェイの議論に積極的に参加する必要がある。FTAなどを通じた新興国、途上国との貿易交渉を通じて海外知的財産権の保護基盤作りの努力が求められる。

また、グローバル知的財産システムの改善に向けた取り組みにも積極的に参加する必要がある。WIPO、WTO、APEC⁷など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。特許法の調和、PCT制度の改善、商標・デザイン分野国際条約への加盟、デザイン法条約の採択などがこのような努力が求められる代表的な分野である。

最後に知財権模範国家として先進国と途上国間で存在する知財権格差(IP-Divide)の解消にも関心を持たなければならない。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際的な知的財産シェアリング事業を拡大し、特許技術を活用した適正技術の普及、途上国の農村地域のための1村1ブランド活動の拡散、WIPO韓国信託基金を活用した支援事業なども充実に推進していかなければならない。

⁷ Asia-Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力)：加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

第3章 特許行政の戦略体系

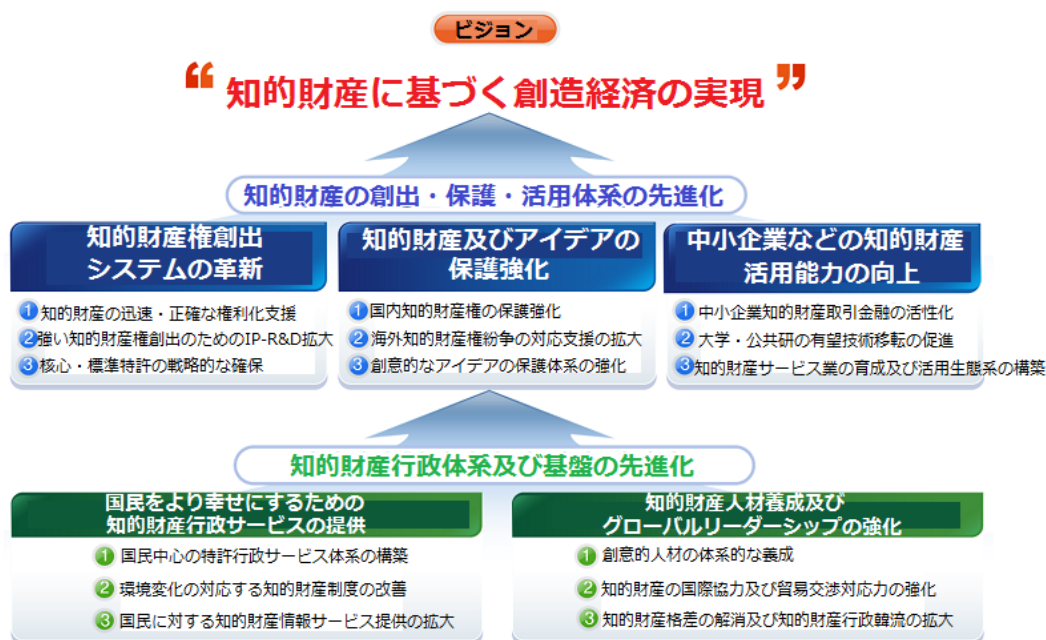
第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官 技術書記官 イ・ジュンホ

今や世界は新技術、デザイン、ブランドのような知的財産が国家と企業の競争力を左右しているため、このような知的財産を先取りするための国家間、企業間の競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要先進国は核心・源泉・標準特許の確保に国の力を集中させる一方、政府レベルで強力な知的財産保護政策を推進している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、知的財産に基づく創造経済の実現というビジョンとそれを実現するための政策方向を定めた。

<図 I-3-1> 2013年度業務推進方向



第2節 ビジョン達成に向けた実践課題

1. 知的財産権創出システムの革新

迅速かつ安定的な知的財産権の確保は企業の投資に対する意思決定や技術商用化に直結するため、特許庁は審査・審判処理期間の短縮を通じてアイデアの迅速な権利化を支援し、業務プロセスの改善と品質管理を通じて高品質の特許創出を支援した。そして、市場や顧客のニーズの変化とグローバル知的財産規範を反映するとともに、高品質の知的財産権が創り出せる知的財産権制度を構築するために取り組んできた。一方、増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するため、政府が推進する研究開発の全過程に知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を防止し、核心・源泉・標準特許の創出を誘導して知的財産権創出システムの革新を推進した。

2. 知的財産及びアイデアの保護の強化

国民の知的財産権尊重に対する認識を高めると同時に不十分な知的財産権保護体系を改善するため、偽造商品に対する取締り執行力を強化するとともに、消費者キャンペーン・教育・広報などを実施し、職務発明補償の優秀企業認証制度の施行を通じて正当な補償体系を強化した。また、営業秘密に対する保護を強化するとともに、商標ブローカーの根絶方策を樹立することで、公正な競争秩序の確立に向けた知的財産保護環境作りに取り組んだ。一方、急増する国際知的財産権紛争に韓国企業が対応できるように紛争予防コンサルティングと訴訟保険費用を支援し、知的財産権紛争対応協議会を構成するとともに海外知的財産センター(IP-DESK)も拡充した。そして、アイデアの保護範囲を拡大し、自律的な保護環境を作ることで知的財産とアイデアに対する保護を強化した。

3. 中小企業などの知的財産活用能力の向上

増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するため、競争力のある知的財産権の創出のみならず、創出された知的財産権が経済的・産業的に高い付加価値を生み出すようにすることが喫緊の課題である。そこで、特許庁は中小企業が知的財産で事業化できるように支援するため、中小企業を対象にオーダーメイド型知的財産活用戦略の樹立・取引を支援する一方、産業銀行・技術保証基金・ベンチャーキャピタルなどと協力して知的財産の価値に基づいた金融を拡大した。また、知的財産戦略コンサルティングと他機関との事業連携支援を通じてIPスター企業を知的財産基盤の隠れチャンピオンとして育成し、社会的企業を対象にブランド・デザインの開発と知的財産権化を支援することで生き残れる力を備えるようサポートした。また、特許庁は中小企業庁との協力の下で大学・公共研究機関の有望技術を産業界に移転させて事業化を促進し、国内知的財産サービス業の競争力を強化するために知的財産サービス専門会社を指定して民間資格検証制度を導入するなど、知的財産サービス産業を育成するために取り組んだ。

4. 国民をより幸せにするための知的財産行政サービスの提供

知的財産行政サービスに対する国民のニーズが多様化していることを受け、顧客オーダーメイド型知的財産行政サービスを提供するため、顧客サービス改善総合計画を樹立・推進した。また、社会的弱者に対する無料弁理相談サービスと審判・訴訟を支援する一方、個人と中小企業などの権利維持負担を減らすため手数料体系の合理化方を講じるとともに、安定的な権利維持のために出願と登録制度を改善した。そして、国内外知的財産環境の変化に対応するとともに国際知的財産規範を反映するため、外国語特許出願を許容し、消滅した特許権の回復要件を緩和する特許法の改正や零細商人などを保護するための商標法改正も推進した。さらに、知的財産情報を普及して流通インフラを構築するため、知的財産情報を持続的に拡充した。

5. 知的財産人材養成及びグローバルリーダーシップの強化

企業と市場から求められる知的財産人材を体系的に養成するため、教育課程と中小企業を対象にする出前教育を拡大し、弁理士法の全部改正を推進して弁理士の専門性と公共性を強化するために取り組んだ。また、発明人材を早期に発掘・育成する一方、女性と軍兵士に対する知的財産オーダーメイド型教育などを提供した。

そして、海外で韓国企業を保護するために特許審査ハイウェイの対象国を拡大し、米国・日本・ヨーロッパ・中国などと分野別協力を通じて知的財産権の海外保護を強化した。一方、途上国の知的財産情報化システムの構築を支援するとともに、該当国に適用可能な適正技術を発掘・開発することで生存にかかわる問題の解決を支援するなど、知的財産の格差を解消し、知的財産分野で行政韓流を作り出すために努めた。